

第6期介護保険料の算定について

佐賀中部広域連合

【第6期】第4回策定委員会資料

目 次

1	第1号被保険者保険料の算定	1
2	全国的に介護保険料に影響を与える要因	2
3	佐賀中部広域連合における介護保険料に影響を与える要因	3

1 第1号被保険者保険料の算定

介護保険制度の財源は、公費と保険料となっています。

介護給付費の財源は、公費が50%、65歳以上の第1号被保険者及び40歳以上65歳未満の第2号被保険者の保険料が50%となっています。

地域支援事業費の財源も公費と保険料で賄われていますが、介護予防事業については、介護給付費と同様の財源構成であり、介護予防事業以外の事業では、第2号被保険者負担分に公費が充てられています

この介護給付費及び地域支援事業費のうち、全体の22パーセントを負担する第1号被保険者の保険料を算定すると以下のようになります。

■介護保険料基準額の算定方法の概略

介護保険料基準額の算定は、以下に示すAをBで割って導き出されます。

<p>A : (標準給付費見込額+地域支援事業費) × 第1号被保険者負担割合 B : 第1号被保険者数</p>
--

- ※ 標準給付費見込額は、総給付費、特定入居者介護サービス費等給付額、高額介護サービス等給付額、算定対象審査支払手数料の合計となります。
- ※ 実際の算定に当たっては、Aの額から調整交付金及び給付費準備基金の額が控除され、収納率が加味されます。

参考数値

- * 第6期における主要な数値
 - ・調整交付金見込割合 6パーセント前後（算定方法が第6期から変更予定）
（調整交付金＝標準給付費見込み額×調整交付金見込交付割合）
 - ・給付費準備基金 約9億円（平成26年度末予定額）
 - ・予定保険料収納率 98パーセント

2 全国的に介護保険料に影響を与える要因

第6期における介護保険料を算定するにあたり、その基本的な考え方は、国の方針に則り、法令等に準拠した算出を行うこととなります。

第6期における介護保険料の算定に影響を与える全国的な制度上の主な変更点として、次のようなものがあげられます。

変更点

項目	概要	備考
① 第1号被保険者及び第2号被保険者の負担率	第1号被保険者：第2号被保険者 22%：28% (介護保険法第125条)	第5期の負担率 21%：29%
② 介護報酬改定に伴うもの	介護報酬改定については、社会保障審議会介護給付費分科会で審議中であり詳細については、未決定	地域区分の見直し等については、給付費分科会で審議中
③ 一定以上所得者の利用者負担の見直し	一定以上の所得がある第1号被保険者の利用者負担を2割とするもの (介護保険法第49条の2及び第59条の2)	政令の改正により所得基準決定 (現行未改正)
④ 特定入所者介護(予防)サービス費の見直し	配偶者所得、預貯金、非課税年金を勘案し、支給対象者の範囲を狭くするもの (介護保険法第51条の3)	省令及び告示の改正により支給基準決定 (現行未改正)
⑤ 第1号介護保険料の標準段階の見直し	標準段階を6段階から9段階に見直しするもの (介護保険法第129条)	政令の改正により所得基準が決定 (現行未改正)
⑥ 第1号介護保険料の公費による保険料軽減の強化	低所得者の保険料軽減のため、公費を投入するもの (介護保険法第124条の2)	公費財源 国 1/2 県 1/4 介護保険者 1/4

3 佐賀中部広域連合における介護保険料に影響を与える要因

前述のとおり、第6期における介護保険料を算定するにあたっては、国の方針に則り、政令等に準拠した算出を行うこととします。

これに付して、保険料算定に影響を与える佐賀中部広域連合における要因として次のようなものがあげられます。

佐賀中部広域連合における要因

項 目		概 要	備 考
①	第1号被保険者数の増加	第6期における平均値（推計） 93,130人	第5期事業計画策定時の平均値 （推計）84,827人
②	保険料段階について	第6期における国の保険料標準段階の所得区分額が未確定であるため、佐賀中部広域連合における保険料段階は検討中	（第5期における措置） ・第3段階における細分化 ・特例第4段階 （保険料率0.91）の継続 ・第5段階 （保険料率1.16）の継続 ・現行第7段階を超える所得層に対する保険料率の設定
③	給付費基金取崩し	基金を取崩し、第6期における保険料収納額の一部にあて、保険料の上昇を抑える	
④	総給付費の伸び	・認定者数の増加 ・居住系施設の増床	増床数については佐賀県と協議中であり未確定

国が示す保険料改定案

第6期の介護保険料の見直しについて

- 所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、また、多くの自治体で特例第3・特例第4段階の設置や、本人課税所得層の多段階化をしている現状を踏まえ、標準の段階設定を、現行の6段階から9段階に見直す。
- なお、現在と同様、引き続き保険者の判断による弾力化を可能とする。
- 世帯非課税(第1～第3段階)については、新たに公費による軽減の仕組みを導入し、更なる負担軽減を図る。

